

「逗子市まちづくり条例施行規則の一部改正（案）」 に関する意見を募集しています

逗子市まちづくり審議会において中心商業地の活性化を検討してきた結果を受け、逗子市まちづくり条例の適用対象となる建築行為の商業地域における駐車場及び駐輪場の整備基準の見直しを行います。

この改正案（改正は条例施行規則のみ）について、皆様のご意見を広く募集します。

主な改正点

（駐車場の整備基準）

- ①住宅戸数（非住宅にあっては換算計画戸数）の50%以上（現行基準80%）を敷地内に設けることを原則とする。（整備基準の見直し）
- ②上記に関わらず、下記の弾力的措置を改定又は新設する。
 - イ）敷地内に有効なオープンスペース6㎡を確保することに1台を隔地駐車場として認め、必要台数全ての隔地駐車場を許容する。（整備基準の見直し）
 - ロ）建築物の延べ面積が1000㎡未満の開発事業にあっては、1階を店舗等にするなどの政策目的に適う開発事業について、駐車場整備基準の適用を除外する。（特例規定の新設）

（駐輪場の整備基準）

- ①店舗などの商業施設については、店舗面積35㎡毎に1台以上
- ②住居については、計画戸数以上（一戸1台）
- ③事務所、事業所については、換算計画戸数以上として整備基準の明確化を図る。

改正案の閲覧方法

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/machi/>)
- (2) 以下の場所で閲覧
 - ・まちづくり課（市役所2階）
 - ・情報公開課（市役所1階）
 - ・市民交流センター
 - ・沼間コミセン
 - ・小坪コミセン
 - ・文化プラザホール
 - ・逗子アリーナ
 - ・高齢者センター
 - ・体験学習施設
 - ・図書館

意見提出方法

任意の様式に「逗子市まちづくり条例の一部改正（案）」と「意見内容」を記載のうえ、以下の方法でご提出ください。

- (1) 直接持ち込み まちづくり課（市役所2階）
- (2) Eメール machi@city.zushi.kanagawa.jp
- (3) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
- (4) ファクス 046-873-4520

意見募集期間（締切）

2016年（平成28年）8月1日（月）～8月31日（水）必着

その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり課
Tel 046-873-1111（内線462）